

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和6年5月 15 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの	1件
-----------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
-----------------	----

国民年金関係	1件
--------	----

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2300199号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400002号

第1 結論

請求者のA社における令和元年9月1日から令和2年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和元年9月から令和2年3月までの標準報酬月額については32万円から34万円とする。

令和元年9月から令和2年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年9月から令和2年3月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を令和2年4月1日から令和2年5月27日に訂正し、令和2年4月の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

令和2年4月1日から令和2年5月27日までの期間については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年4月1日から令和2年5月27日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和62年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和元年9月1日から令和2年4月1日まで
② 令和2年4月1日から同年6月1日まで

平成29年10月から令和2年5月末日までA社に勤務していたが、請求期間①については標準報酬月額が実際の給与額と相違しており、請求期間②については、会社の間違いで、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が令和2年4月1日となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、オンライン記録によると、請求者のA社における標準報酬月額は32万円と記録されているが、同社から提出された請求者に係る賃金台帳及び源泉徴収簿(以下「賃金台帳等」という。)によると、標準報酬月額の決定の基礎となる平成31年4月から令和元年6月までの期間について、請求者は、標準報酬月額34万円に相当する報酬の支払を受け、標準報酬月額41万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれ

れか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該事業所における請求期間①の標準報酬月額については、賃金台帳等により確認できる請求者の報酬月額に基づく標準報酬月額から、34 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和元年 9 月から令和 2 年 3 月までの期間について、請求者に係る標準報酬月額の算定の基礎となる報酬月額を誤って年金事務所に届出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めており、当該事業所が保管する厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書において、オンライン記録どおりの標準報酬月額が決定された旨の記載が確認できることから、年金事務所は、請求者の令和元年 9 月 1 日から令和 2 年 4 月 1 日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②のうち令和 2 年 4 月 1 日から同年 5 月 27 日までの期間について、請求者が所持するビザ（査証）の記載内容、事業主から提出された請求者に係る出勤簿及び給与明細書並びに事業主の回答から判断すると、請求者は、令和 2 年 5 月 26 日まで当該事業所に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の令和 2 年 4 月の標準報酬月額については、上記訂正後の令和 2 年 3 月の標準報酬月額から、34 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日を令和 2 年 4 月 1 日として年金事務所に届け出た旨回答していることから、年金事務所は、請求者の令和 2 年 4 月 1 日から同年 5 月 27 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間②のうち令和 2 年 5 月 27 日から同年 6 月 1 日までの期間について、請求者に係るビザの記載内容及び請求者の陳述から判断すると、請求者は、当該期間において、当該事業所で勤務していなかったことが認められる。

また、事業主から提出された請求者に係る給与明細書及び令和 2 年分給与所得に対する源泉徴収簿によると、請求者の令和 2 年 5 月分の厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2300140号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第2400003号

第1 結論

昭和50年2月から昭和52年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和50年2月から昭和52年3月まで

昭和50年4月頃、父が私の国民年金の任意加入手続きを行い、A農業協同組合の組合員勘定から国民年金保険料を納付してくれていたと思うが、請求期間の国民年金の加入記録及び国民年金保険料の納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付を行ったとする請求者の父は既に死亡しており、請求者自身は請求期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与していないことから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、請求期間は基礎年金番号制度が導入された平成9年1月より前の期間であり、かつ、学生が国民年金の強制加入者となった平成3年4月より前の期間であることから、請求期間当時に学生であった請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、国民年金に任意加入し、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号の払出しを受ける必要があるところ、オンライン記録によると、請求者は、これまでに国民年金の被保険者となった記録がない上、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索を行ったほか、請求期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、請求者に対する国民年金手帳記号番号の払出しは確認できないことから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、請求者の父は、請求者の請求期間に係る保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、請求者は、自身の国民年金保険料について、父が農業者年金に加入していたので、A農業協同組合の組合員勘定から一緒に納付してくれていたはずである旨述べているところ、国民年金被保険者名簿によると、請求者の父は請求期間において、農業者年金に加入していたことが確認できるが、A農業協同組合は、当時の資料を保管していないため、請求者の父に係る組合員勘定の記録は確認できない上、国民年金手帳記号番号が払い出されていない組合員の家族については、組合員勘定により保険料を納付することはできないと回答している。

加えて、請求者が請求期間当時、住民登録していたとするA市及び居住していたとするB市に照会したが、いずれも、当時の資料を保管していないため、請求者の国民年金の加入及び国民年金保険料の納付について確認できない旨回答している。

なお、請求者は、口頭意見陳述において、請求期間に係る国民年金保険料を郵便局で納付した可

能性がある旨述べているものの、当該保険料を納付したことを確認できる資料については所持していないと述べている。

このほか、請求者の父が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。